

社会福祉法人設立の基準・手引

令和8年2月【改訂版】

福祉部指導監査課 編

目次

I	はじめに	1
II	社会福祉法人	1
1	社会福祉法人とは	
2	社会福祉事業	
3	社会福祉法人が行う3事業	
4	社会福祉法人の資産要件	
5	社会福祉法人の役員等	
III	社会福祉法人設立認可申請の手続等	18
1	社会福祉法人の設立に当たって	
2	社会福祉法人設立までの準備事項等の概要	
3	社会福祉法人設立準備会	
4	社会福祉法人設立認可申請	
5	社会福祉法人設立認可申請書類の提出先	
6	設立認可申請書類作成に当たっての留意事項等	
IV	社会福祉法人設立後の手続等	27
1	法人設立登記	
2	役員等の選任及び理事長の登記	
3	寄附財産の移転	
4	定款変更届	
V	社会福祉法人運営に関する報告等	29
1	定款変更認可及び届出	
2	法人の役員等改選後の届出	
3	監事監査の実施	
4	計算書類及び財産目録等の届出	
5	社会福祉法人が届出を行う書類等の公表	
6	義務が履行されない場合の措置等	

○その他添付資料

【別紙1】社会福祉法人設立認可申請書 提出書類一覧表

【様式1】社会福祉法人設立認可申請書

【様式2】社会福祉法人財産移転完了報告書

【様式3】社会福祉法人定款変更認可申請書

【様式4】社会福祉法人定款変更届出書

凡 例

本文中の略語については、以下のとおりである。

- ・ 法 : 社会福祉法 (昭和 26 年 3 月 29 日 法律第 45 号)
- ・ 施行令 : 社会福祉法施行令 (昭和 33 年 6 月 27 日 政令第 185 号)
- ・ 規則 : 社会福祉法施行規則 (昭和 26 年 6 月 21 日 厚令第 28 号)
- ・ 審査基準 : 社会福祉法人の認可について 別紙 1 (平成 12 年 12 月 1 日 社援第 2618 号ほか)
- ・ 定款例 : 社会福祉法人の認可について 別紙 2 (平成 12 年 12 月 1 日 社援第 2618 号ほか)
- ・ 審査要領 : 社会福祉法人の認可について 別紙 (平成 12 年 12 月 1 日 社援企第 35 号ほか)
- ・ 指導監査要綱 : 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について [別紙] 指導監査ガイドライン (平成 29 年 4 月 27 日社援発 0427 第 1 号ほか)
- ・ 指導監督通知 : 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について (平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1275 号ほか)
- ・ 会計基準 : 社会福祉法人会計基準 (平成 28 年 3 月 31 日 厚生労働省令第 79 号)

I はじめに

1 基準の目的

この基準は、岐阜市長が所轄庁となる社会福祉法人として設立認可される、または設立認可が予定される法人に係る事務手続等を主に示すものです。社会福祉法人の設立認可に向けた一つの指標として、さらに、参考手引として御活用ください。

II 社会福祉法人

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手として、法第24条に規定する経営の原則等に基づき社会福祉事業を行うことを目的として、法に定めるところにより設立する法人です。

社会福祉法人は、営利を目的とするものであってはならず、非常に公共性の高い公益法人として適正かつ安定した運営が強く要請され、さらには自主的に法人経営基盤の強化を図る中で、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を推進する必要がある、一般社会からも求められることとなります。

また、社会福祉法人は法人税が免除されるなど、税制面から手厚い優遇措置を受ける一方で、出資に対する利益配当はなく、また、法人設立時の資金は寄附等で賄わなければならない、さらに、法人解散時の残余財産は他の社会福祉法人や社会福祉事業を行う学校法人、及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属することとなりますので、法人設立に当たっては十分その点についても理解する必要があります。

なお、社会福祉法人は、法第6章「社会福祉法人」に法律上の根拠がありますが、非営利法人の中核的な法律である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定も数多く準用されています。

2 社会福祉事業

社会福祉事業は、法第2条に限定列举されており、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に区分されます。

(1) 第一種社会福祉事業〔法第2条第2項、法第60条、法第62条第2項〕

主に入所施設を経営する事業が該当します。利用者が生活を営む施設における事業であり、利用者への影響が大きいことから、原則、経営主体は行政及び社会福祉法人となります。なお、特に個別法によって、保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは行政及び社会福祉法人に限定されています。

また、その他の者が第一種社会福祉事業を営もうとする場合は市長の許可を得ることが必要となります。

(2) 第二種社会福祉事業〔法第2条第3項〕

主として通所事業及び在宅サービスを提供する事業が該当します。公的規制が低い事業であり、原則、経営主体の制限はありません。したがって、行政や社会福祉法人以外のNPO法人や株式会社等にも広く門戸が開かれています。

(3) 具体的な社会福祉事業

① 第一種社会福祉事業

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する事業

- (ア) 救護施設（生活保護法第38条第2項）
- (イ) 更生施設（生活保護法第38条第3項）
- (ウ) 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- (エ) 生計困難者に助葬を行う事業

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業

- (ア) 乳児院（児童福祉法第37条）
- (イ) 母子生活支援施設（児童福祉法第38条）
- (ウ) 児童養護施設（児童福祉法第41条）
- (エ) 障害児入所施設（児童福祉法第42条）
- (オ) 児童心理治療施設（児童福祉法第43条の2）
- (カ) 児童自立支援施設（児童福祉法第44条）

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する事業

- (ア) 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
- (イ) 特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5）
- (ウ) 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する事業

- (ア) 障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項）

オ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

- (ア) 女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条）

カ その他の事業

- (ア) 授産施設を経営する事業
- (イ) 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

② 第二種社会福祉事業

ア 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

イ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する事業

- (ア) 認定生活困窮者就労訓練事業

ウ 児童福祉法に規定する事業

- (ア) 障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2の2第1項から第6項）
- (イ) 障害児相談支援事業（児童福祉法第6条の2の2第7項から第9項）
- (ウ) 児童自立生活援助事業（児童福祉法第6条の3第1項）
- (エ) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）
- (オ) 子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項）
- (カ) 乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法第6条の3第4項）
- (キ) 養育支援訪問事業（児童福祉法第6条の3第5項）
- (ク) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）
- (ケ) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）
- (コ) 小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第6条の3第8項）
- (サ) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）
- (シ) 病児保育事業（児童福祉法第6条の3第13項）
- (ス) 子育て援助活動支援事業（児童福祉法第6条の3第14項）
- (セ) 親子再統合支援事業（児童福祉法第6条の3第15項）
- (ソ) 社会的養護自立支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第16項）
- (タ) 意見表明等支援事業（児童福祉法第6条の3第17項）
- (チ) 妊産婦等生活援助事業（児童福祉法第6条の3第18項）
- (ツ) 子育て世帯訪問支援事業（児童福祉法第6条の3第19項）
- (テ) 児童育成支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第20項）
- (ト) 親子関係形成支援事業（児童福祉法第6条の3第21項）
- (ナ) 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項）
- (二) 助産施設（児童福祉法第36条）
- (ヌ) 保育所（児童福祉法第39条）
- (ネ) 児童厚生施設（児童福祉法第40条）
- (ノ) 児童家庭支援センター（児童福祉法第44条の2）
- (ハ) 里親支援センターを運営する事業（児童福祉法第44条の3）
- (ヒ) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）に規定する事業

- (ア) 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項）

オ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下、「養子縁組あっせん法」という。）に規定する事業

- (ア) 養子縁組あっせん事業（養子縁組あっせん法第2条第4号）

カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業

- (ア) 母子家庭日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条）
- (イ) 父子家庭日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7）

- (ウ) 寡婦日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条）
- (エ) 母子・父子福祉施設（母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条）

キ 老人福祉法に規定する事業

- (ア) 老人居宅介護等事業（老人福祉法第5条の2第2項）
- (イ) 老人デイサービス事業（老人福祉法第5条の2第3項）
- (ウ) 老人短期入所事業（老人福祉法第5条の2第4項）
- (エ) 小規模多機能型居宅介護事業（老人福祉法第5条の2第5項）
- (オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第5条の2第6項）
- (カ) 複合型サービス福祉事業（老人福祉法第5条の2第7項）
- (キ) 老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2）
- (ク) 老人短期入所施設（老人福祉法第20条の3）
- (ケ) 老人福祉センター（老人福祉法第20条の7）
- (コ) 老人介護支援センター（老人福祉法第20条の7の2）

ク 障害者総合支援法に規定する事業

- (ア) 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第1項から第10項、第12項から第18項）
- (イ) 一般相談支援事業（障害者総合支援法第5条第19項から第22項）
- (ウ) 特定相談支援事業（障害者総合支援法第5条第19項、第20項、第23項及び第24項）
- (エ) 移動支援事業（障害者総合支援法第5条第27項）
- (オ) 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第28項）
- (カ) 福祉ホーム（障害者総合支援法第5条第29項）

ケ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業

- (ア) 身体障害者生活訓練等事業（身体障害者福祉法第4条の2第1項）
- (イ) 手話通訳事業（身体障害者福祉法第4条の2第2項）
- (ウ) 介助犬訓練事業（身体障害者福祉法第4条の2第3項）
- (エ) 聴導犬訓練事業（身体障害者福祉法第4条の2第3項）
- (オ) 身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法第31条）
- (カ) 補装具製作施設（身体障害者福祉法第32条）
- (キ) 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法第33条）
- (ク) 視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第34条）
- (ケ) 身体障害者の更生相談に応ずる事業（身体障害者福祉法第11条）

コ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する事業

- (ア) 知的障害者の更生相談に応ずる事業（知的障害者福祉法第12条）

サ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

シ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

ス 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

セ 隣保事業

ソ 福祉サービス利用援助事業

タ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

3 社会福祉法人が行う3事業

社会福祉法人は、以上の2の社会福祉事業を行うほか、必要に応じて、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます〔法第26条〕。

なお、公益事業及び収益事業は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがなく、社会福祉事業に対して従たる地位にあることが前提となるため、事業規模が社会福祉事業を超える事業を行うことはできません。〔審査基準第1-2（3）・（4）及び3（4）・（5）〕

（1）社会福祉事業〔審査基準第1-1〕

- ① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- ② 社会福祉事業の経営は、法第3条（福祉サービスの基本的理念）、第4条（地域福祉の推進）及び第5条（福祉サービスの提供の原則）の趣旨を尊重し、第61条（事業経営の準則）に合致するものであること。
- ③ 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- ④ 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- ⑤ 法人設立後、直ちに行うことのできない事業を目的として法人を設立することはできないこと（将来実施したいと考えている事業について、あらかじめその法人設立の目的として定めることはできない）。

〔審査要領第1-1-（4）〕

- ・ 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

（2）公益事業〔審査基準第1-2〕

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

② 公益事業には次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。

- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下、「入浴等」という。）を支援する事業
- ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- カ 子育て支援に関する事業
- キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ク ボランティアの育成に関する事業
- ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- コ 社会福祉に関する調査研究等

[審査要領第1－2]

○ 具体的な公益事業

- ・ 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）。
- ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業。なお、**居宅介護支援事業等を特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。**
- ・ 有料老人ホームを経営する事業。
- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（有料老人ホームを経営する事業を除く。）
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- ・ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業。
- ・ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業。

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(3) 収益事業〔審査基準第1-3〕

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（施行令第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下の③において同じ）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

〔審査要領第1-3-（1）〕

- 以下のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。
 - ・ 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合。例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等。
 - ・ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合。
 - ・ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

〔審査要領第1-3-（2）〕

- 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業。
 - ・ 高利な融資事業。
 - ・ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

[審査要領第1-3-(3)]

○ 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

- ・ 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合。
- ・ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合。

⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

[審査要領第1-3-(4)]

- ・ 上記 [審査要領第1-3-(2) 及び (3)] の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。
- ・ 事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

(4) 社会福祉法人の定款 [定款例] [指導監査要綱 I-1]

- ① 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されていること。
- ② 定款に少なくとも以下の事項を定めること [法第31条第1項]。

ア 目的 イ 名称 ウ 社会福祉事業の種類 エ 事務所の所在地
オ 評議員及び評議員会に関する事項
カ 役員の定数その他役員に関する事項
キ 理事会に関する事項
ク 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 ケ 資産に関する事項
コ 会計に関する事項
サ 公益事業を行う場合には、その種類
シ 収益事業を行う場合には、その種類
ス 解散に関する事項 セ 定款の変更に関する事項 ソ 公告の方法

- ③ 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めること [法第31条第3項]。

(5) 社会福祉法人の登記等

- ① 社会福祉法人は、設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の場合には、登記をしなければならないこと。 [法第29条第1項]
- ② 登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないこと。 [法第29条第2項]

4 社会福祉法人の資産要件

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えることが必要となります。そこで、社会福祉法人の資産ですが、①基本財産、②その他財産、③公益事業用財産（公益事業を行う場合に限り）及び④収益事業用財産（収益事業を行う場合に限り）と4つの財産に分けることとなります。

(1) 資産の所有等〔審査基準第2－1〕

① 原則

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する社会福祉法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

〔審査要領第2－(6)・(7)〕

- ・ 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- ・ 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

② 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

→ 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号ほか）

イ 地域活動支援センターを設置する場合

→ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号）

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

→ 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日社援第2028号ほか）

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

→ 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合

の要件緩和について」（平成12年9月8日社援第2029号ほか）

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

→ 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日社援発第0524008号ほか）

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

→ 「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号ほか）

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

→ 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日社援発第0524008号ほか）第1の1及び2に準じる。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

→ 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号ほか）

（2）資産の区分〔審査基準第2-2、第5-（2）〕

① 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、**法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。**

また、基本財産の処分又は担保提供は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることがないよう、必ず計画が固まった段階で、事前に所轄庁に対して協議を行い、承認申請を行う必要があること。

〔審査要領第2-（5）〕

- ・ 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、法第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設について**その施設の用に供する不動産**は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る）を基本財産として有していなければならないこと。

[審査要領第2－(4)]

- ・ 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）をいう。）の経営を目的として法人を設立する場合

→ 「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日社援第2030号ほか）

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合

→ 「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号ほか）

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合

→ 「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）

キ 以上のイからカまでに掲げる以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

② その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

ウ 設立当初にあつては、特に年間事業予算を精査した上で、余裕を持った運転資金を確保すること。

[審査要領第2－(3)]

- ・ 法人を設立する場合にあつては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の1/2分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。
- ・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する

社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

③ 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

(3) 資産の管理〔審査基準第2-3〕

① 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、以下のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

ア 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）

イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）

ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）

エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

② 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

ア 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。

イ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。

ウ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

③ 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

〔審査要領第2-（8）～（11）〕

a 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

- ・ 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- ・ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

- b 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- c aの場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- d aの場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の以下の事項を記載した書類を提出すること。

ア	名称	イ	事務所の所在地	ウ	資本金等	エ	事業内容
オ	役員の数及び代表者の氏名	カ	従業員の数				
キ	当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合						
ク	保有する理由	ケ	当該株式等の入手日				
コ	当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）						

(4) 残余財産の帰属〔審査基準第2-4〕

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

5 社会福祉法人の役員等

社会福祉法人には、評議員、理事及び監事を置く必要があります〔法第36条〕。

(1) 役員等〔審査基準第3-1・7〕

- ① 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員（理事及び監事をいう。）となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。
- ② 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- ③ 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- ④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。

- ⑤ 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと〔法第40条第1項及び第44条第1項〕
- ア 法人
 - イ **精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者**
 - ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ ウに該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

〔審査要領第3－(1)〕

- ・「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とは例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当する。

- ⑥ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。
- ⑦ 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること。
- ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること。
- ⑧ 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること。
- ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。
- ⑨ 理事、監事及び評議員に対する報酬等については、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこと〔法第45条の35第1項〕

(2) 評議員〔審査基準第3－2〕

- ① 評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めることとしているが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。
- 〔法第31条第1項第5号及び法第31条第5項〕
- 定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法

等が考えられること。

- ② 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。
- ③ 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと。〔法第40条第2項〕
- ④ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数とすること。〔法第40条第3項〕
- ⑤ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、**各評議員又は各役員と特殊の関係がある者**も含まれてはならないこと。〔法第40条第4項及び第5項〕

〔規則第2条の7〕（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）

ア 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 当該評議員の使用人

ウ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ及びウに掲げる者の配偶者

オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

カ 当該評議員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ク 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議員でない者【当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。】

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人
- ・ 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 特殊法人又は認可法人

〔規則第2条の8〕（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

- ア 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員の使用人
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- カ 当該役員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）
- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）

（3）理事〔審査基準第3-3〕

- ① 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- ② 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならないこと。〔法第44条第4項〕
 - ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

〔審査要領第3-（3）〕

- ・「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

- ③ 理事は、6人以上でなければならないこと。〔法第44条第3項〕
- ④ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。〔法第44条第6項〕ただし、理事総数の3分の1以内であっても、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。

理事定数	ある理事に係る特殊関係者の上限
6人～8人	1人
9人～11人	2人
12人～	3人

〔規則第2条の10〕（理事のうちの各理事と特殊の関係がある者）

- ア 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該理事の使用人
- ウ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- キ 規則第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者【当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。】

- ⑤ 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること。〔法第45条の13第2項、法第45条の16第2項及び法第45条の17第1項〕
- ⑥ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができること。〔法第45条の16第2項〕

（4）監 事〔審査基準第3-4〕

- ① 監事は、当該社会福祉法人の理事、又は職員を兼ねることができないこと。〔法第44条第2項〕
- ② 監事には、次に掲げる者が含まなければならないこと。〔法第44条第5項〕

- ア **社会福祉事業について職見を有する者**
- イ 財務管理について職見を有する者

〔審査要領第3-(2)〕

- ・「社会福祉事業について職見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

- ③ 監事は、2人以上でなければならないこと。〔法第44条第3項〕
- ④ 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、**各役員と特殊の関係がある者**も含まれてはならないこと。〔法第44条第7項〕

〔規則第2条の11〕（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

- ア 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員の使用人
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- ク 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- ケ 規則第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者【当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。】

- ⑤ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

Ⅲ 社会福祉法人設立認可申請の手続等

1 社会福祉法人の設立に当たって

社会福祉法人を設立するには、行政庁からの認可が必要となります。また、行政庁が設立認可した後、法務局において法人設立登記を行った時点で、正式に法人として設立することとなります。

社会福祉法人認可に当たっては、多くの確認、協議、調整及び検証等が必要となり、さらに各種資料や書類等を準備する必要があるため、初期段階から常に余裕をもったスケジュール管理に努めてください。

◎ スケジュール管理上のポイント

- ・ 目標とする法人設立日や事業開始日を設定し、そこから逆算して余裕を持った計画を立てること。
- ・ 設立までの手続を漏れなく認識し、随時確認すること。
(例) 社会福祉法人設立準備会設置、社会福祉法人設立認可申請、社会福祉法人設立認可等審査会開催、社会福祉法人設立場所の現地確認、社会福祉法人設立登記等
- ・ 協議、調整等が必要な事項を早い段階で洗い出し、計画に組み込むこと。
(例) 市や県との調整、事業認可協議、建築確認、補助金確認、資金借入先の調整等
- ・ 事業譲渡を受ける場合は、事業譲渡日(社会福祉法人の事業開始日)を設定し、計画すること。なお、事業譲渡日は、譲渡される資産の減価償却や職員の引き継ぎ等に多大な影響を及ぼすため、初期段階で調整内容等を綿密に計画に盛り込むこと。

2 社会福祉法人設立までの準備事項等の概要

(1) 社会福祉法人設立協議の実施

法人設立に際しては、その必要性、時期、関係機関との協議・調整、利用者及び利用者家族への説明等を、事前に行う必要があります。

また、あらかじめ所管担当課以外の関係課やその他県などの関係機関に対し、法人設立にかかる計画や事業実施の相談、協議、調整を行う必要があります。

(2) 社会福祉法人設立準備会の設置

法人設立に関するプロジェクトチームとして、準備を円滑に進める上で非常に大切な機関であり、その委員選定についても細心の注意を払う必要があります。

(3) 実施する事業計画の策定と市との協議

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする公益法人です。

したがって、社会福祉法人の認可を受けるためには、法第2条に定める社会福祉事業を実施することが確実であることが要件となります。

社会福祉事業を実施するためには、事業実施の許認可等について、事前に所管担当課と調整する必要があります。そのため、当該事業の利用定員や必要な職員数、予算等の事業計画などに関し、あらかじめ所管担当課から指導や教示を受けることとなります。

なお、当該事業に係る不動産や必要資金等も初期段階で確実に計画に盛り込む必要があります。

(4) 施設等整備計画の協議と補助金等の申請協議

法人設立に当たって、建物の新築、増改築を行う場合は、施設整備計画や補助金交付申請の協議をあらかじめ行う必要があります。

補助金の有無は、施設整備計画の策定に大きく影響を及ぼすことから、補助金等を活用する場合は、初期段階で補助金等の申請協議も行うこととなります。なお、補助金等交付申請に関し、行政においては予算編成や予算計上の時期等も踏まえた対応が必要となりますので、必ず余裕を持った協議及びスケジュール管理を心がけてください。

(5) 借入金に関する協議

法人設立に当たって、施設整備に対する借り入れを行う場合、借入先との借入金額、償還計画等の協議を行う必要があります。

その際には法人設立認可申請前に、借り入れができる旨の内示通知や決定通知が必要となるため、その点も認識して借入先に依頼しておくことが必要です。また、償還財源や償還年数等の償還計画についても、設立認可に係る審査内容となりますので、そのことも念頭に入れて協議してください。

(6) 法人設立及び事業実施にかかる資産及び資金計画の策定

法人設立要件となっている資産や資金のほかに、事業を実施するための運転資金等も含んだ計画策定が必要となります。

なお、一般的に、以下の資産が必要となります。また、このほかにも設立内容や事業内容等に応じて、別途資産が必要です。以下の資産は最低限必要な資産となりますので、許認可後の円滑な事業運営を踏まえ、できる限り余裕があり潤沢な資産が望まれます。

◎ 社会福祉法人設立時に必要な資産

- ① 社会福祉事業に供する土地及び建物（基本財産）
- ② 1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る）
（上記①の土地及び建物がすべて国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合）
- ③ 法人事務費（必要とする額：法人設立式典の開催費用等）
- ④ 事業運転資金（事業により異なる：年間事業費の1/2分の1又は1/2分の2以上）
- ⑤ 建設資金（法人設立時に、施設整備を行う場合）

(7) 収支計画の確認及び収支予算書の作成

法人で運営する事業の収支シミュレーションを行います。設立計画時点において、計画している利用定員数や利用見込み数、職員数によって、運営費等収入や人件費等の支出額を積算し、詳細な収支計画を策定します。なお、収支項目ごとに積算根拠も作成する必要があります。

また、収支計画が出来上がったら、設立年度及び事業開始年度以降3年度分の収支予算書を作成してください。なお、この収支予算書は社会福祉法人設立認可等審査会に提出を要する資料の1つであり、非常に重要な資料となります。

◎ 予算書の作成単位

- ① 事業区分
社会福祉事業、公益事業、収益事業に分けます。
- ② 拠点区分
一体として運営される施設、事業所または事務所をもって1つの拠点区分とします。
ただし、独立した拠点区分にしなければならない施設等もありますので、事前に所管担当課まで確認してください。
- ③ サービス区分
拠点区分において実施する事業別に分ける必要があります。

～予算書作成上のポイント～

- ① 会計基準に基づいて作成してください。
- ② 拠点区分ごとに予算を編成してください。
- ③ 複数の事業区分がある場合は、法人合計分の予算書も作成してください。
- ④ 必要に応じてサービス区分ごとに予算編成することも可能です。ただし、会計基準の中心は拠点区分であり、拠点区分の予算書を省略することはできません。
- ⑤ 予算編成上の勘定科目は、会計基準の資金収支計算書の勘定科目例に準じて設定してください。
- ⑥ 事業収入は事業計画に基づいて積算してください。
- ⑦ 人件費等は事業計画の職員配置数に基づき積算してください。
- ⑧ 経営する事業ごとに、**厚生労働省の通知により資金の用途制限**が定められておりますので、注意してください。

※厚生労働省の通知による資金の用途制限

- ・保育所：子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年 府子本第254号ほか）
- ・措置費等支弁対象施設：社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年 社援発第0312001号ほか）
- ・特別養護老人ホーム等の介護保険施設・事業：特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成12年 老発第188号）
- ・障害者総合支援施設・事業：障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成18年 障発第1018003号）

(8) 役員及び評議員等の就任予定者の選定

就任予定者が役員または評議員の要件を満たしているか確認して選定します。

なお、就任予定者を検討する段階で、事前に所管担当課に相談してください。社会福祉法人の役員または評議員の選任要件に該当しない場合、設立認可ができなくなりますので、注意が必要です。

(9) 職員への説明や同意

新規に事業を開始して社会福祉法人を設立する場合は、採用予定職員に対し、給与、勤務時間等の雇用条件を詳細に説明し、同意を得る必要があります。その際は法人設立時の就業規則や給与規程等の規程案もあわせて提示して説明する必要があります。

また、事業譲渡を受けて社会福祉法人を設立する場合は、経営主体が変更になるため、社会福祉法人で経営する場合の雇用条件の変更点等について、十分説明し、同意書等を取り交わす必要があります。

(10) 利用者及び利用者家族等への説明や同意

新規に事業を開始して社会福祉法人を設立する場合は不要です。

事業譲渡を受けて社会福祉法人を設立する場合は、経営主体が変更になるため、変更内容等について、十分説明してください。

特に、サービス内容や利用契約の更新等の手続を含め、変更分を詳細に説明した上で、同意を得るようにしてください。

(11) 地域や地元自治会の説明

社会福祉法人及び事業を実施する地域や自治会に対し、あらかじめ説明し、理解を得ておくようにしてください。

(12) 社会福祉法人設立認可申請書類の作成及び提出

以上の各調整、協議等の内容を整理若しくは整備した段階で、設立認可申請書を作成します。なお、期日に余裕をもって必要書類を作成し、市へ提出してください。

(13) 社会福祉法人設立認可等審査会への付議及び設立認可

審査案件として付議します。なお、この審査会で社会福祉法人として設立が適当であると認められた場合はその後、申請書類とともに市長まで決裁を求めます。

市長決裁により、社会福祉法人の認可が決定し、社会福祉法人設立認可書が新たな社会福祉法人に対し交付されます。

3 社会福祉法人設立準備会

(1) 社会福祉法人設立準備会の設置

- ① 社会福祉法人を設立しようとするときは、設立を予定する者（以下、「発起人」という。）が、社会福祉法人設立準備会（以下、「準備会」という。）を設置し、役員就任予定者を選任します。
- ② 法人設立後の役員就任予定者は、準備会の全員、若しくは準備会の委員の中から選任することが事業の継続性の観点から望ましい体制となります。
- ③ 発起人の代表者は役員就任予定者の中から選出し、準備会内において委員の互選により選任します。なお、準備会の議事録や委任状などで代表権を明らかにする必要があります。
- ④ 法人設立認可までの必要経費（基本計画・基本設計に係る事務委託料及び会議費等）は準備会がすべて負担することになります。

(2) 準備会の設置届

発起人の代表者は、以下の書類を添付して、準備会の設置届を市へ提出します。

なお、設置届の提出後において、内容が変更した場合は、変更した内容がわかる書類を添付して、速やかに市へ届出ください。

- ・ 発起人の履歴書及び就任承諾書
- ・ 役員就任予定者の履歴書及び就任承諾書
- ・ 役員就任予定者が欠格事由に該当しないことを確認した書類
- ・ 発起人の代表者の権限を証明する書類（議事録、委任状等）
- ・ 役員就任予定者の選任理由及び親族関係等を記載した書類
- ・ 各発起人の担当業務を記載した書類
- ・ その他必要書類として市が提出を要請する書類（準備会規約等）

※以上、発起人と役員就任者の重複部分は1部提出可

(3) 発起人及び代表者（設立代表者）

法人設立後の円滑な業務運営を図るため、先にも述べたとおり、準備会には法人設立当初の役員予定者全員が含まれていることが望ましい体制となります。

また、代表者は発起人の互選により選任し、準備会の議事録や委任状などにより代表権を明らかにしておく必要があります。

(4) 準備会の議事

多数決の原理により決定し、審議した内容は議事録として正確かつ確実に書面に残す必要があります。

なお、議事録記載事項は、社会福祉法人で作成することになる議事録と同様な内容で作成することが適当です。

【必要な議事の例】

- ・ 設立準備会の発足について
- ・ 設立代表者及び設立代表者代理人の選出・委任に関する事
- ・ 役員予定者の選任に関する事
- ・ 評議員候補者の推薦に関する事
- ・ 評議員選任・解任委員会の設置に関する事
- ・ 財産・資金計画等に関する事 など

(5) 準備会の資金管理

準備会名の預金口座を開設し、一定の資金を確保して準備会運営を行い、設立準備に係る経費については、設立後の社会福祉法人に負担させないことが必要です。

また、準備会の資金に残余が生じたときは、設立後の社会福祉法人に引き継ぐ（寄附する）ことが、準備会の設立趣旨から考えても望ましい姿となります。

(6) その他財産の確保

2(6)では、社会福祉法人設立時の基本財産を含む資産等について記載しております。しかしながら、所轄庁としては、その後の円滑な社会福祉法人の設立及び事業開始に向けて、必要なその他財産が確保されていない状況では法人認可をすることができません。

そこで、以下に沿い、確実にその他財産についても確保してください。

- ① 発起人は、必要なその他財産を確保します。
- ② その他財産は以下の3つの資金に区分します。
 - ア 建設資金（社会福祉法人の設立に際し施設整備等が伴う場合）
基本設計を除く、設計監理を含む施設整備及び土地取得に要する資金
 - イ 運転資金
事業開始後収入が安定するまでに必要な資金
 - ウ 開業資金
開業資金は、法人設立認可後事業開始までに必要な資金
- ③ その他財産は、国、県、市及び民間公益補助事業者等からの補助金等、独立行政法人福祉医療機構及び協調融資機関等からの融資、法人内部留保金並びに寄附金となります。
- ④ 自己資金については、その他財産から国、県、市及び民間公益補助事業者等からの補助金等を差し引いた額となります。ただし、独立行政法人福祉医療機構が制度的補助金でないとした補助金は除くものとします。
- ⑤ 借入金を原資とする寄附や財源が明らかでない寄附は認めることができません。
なお、有価証券や土地等を寄附の財源とする場合は、事前に市に対し報告し、協議した上で、市が指定する日までに換金できない場合は寄附として取り扱うことができない場合もありますので、十分注意してください。
- ⑥ 自己資金の中で、融資で賄う場合の借入先としては、原則、独立行政法人福祉医療機構及びその協調融資機関以外は認められません。
なお、それ以外の金融機関以外から借入金を行う場合は、必要性、妥当性及び適法性に問題がないことを確認するため、理由書や借入内容、借入条件等の説明資料を市に提出してください。
- ⑦ 運転資金及び開業資金は、寄附で賄わなければなりません。
- ⑧ 運転資金として確保する資金は、事業開始後の事業活動に係る収入が基本となり、年間事業費の12分の1又は12分の2以上（事業内容により異なる）とします。

(7) 自己資金等の確保並びに所管担当課の確認や審査事項

必要な自己資金が確実に確保されていることが、社会福祉法人の設立に向けて重要かつ必要な条件と

なり、また、社会福祉法人設立認可等審査会における審査項目としても大変重要な内容となります。したがって、所管担当課において自己資金等の確保状況について、確認及び審査するため、以下の書類を準備会から提出させる必要があります。

なお、原則、所管担当課の確認及び審査は、社会福祉法人設立認可申請書の提出時期以降となるものの、審査に時間を要することも考えられるため、発起人の同意を得て、事前に適宜内容確認の資料を精査することが必要であり、資金確保状況については特に細心の注意を払う必要があります。

◎自己資金確保に係る審査資料

- ① 寄附予定財産が寄附者に確実に帰属することを証明する書類
 - ・ 預金残高証明書及び有価証券残高証明書
 - ・ (寄附者が個人の場合) 直近の所得証明書及び納税証明書
 - ・ (寄附者が法人の場合) 直近3期分の財務諸表等
 - ・ 不動産登記事項証明書
 - ・ 固定資産評価証明書(固定資産がない場合は無資産証明書)
- ② 寄附者ごとの寄附申込書、贈与契約書及び印鑑登録証明書
- ③ 寄附者の行為能力に関する書類
 - ・ (個人の場合) 欠格事由に該当していないことを証明する書類
 - ・ (法人の場合) 定款、寄附行為その他の基本約款及びこれらに定める手続を経たことを証明する書類(法人議事録等)
- ④ 寄附者の融資残高証明書(①の預金残高証明書と同一年月日のもの)
 - ・ 不動産登記事項証明書に記載される抵当権等設定者からの借入額を証明する融資残高証明書
 - ・ 預金残高証明書を発行する金融機関の融資残高証明書(負債額0円含む)
 - ・ その他の融資残高証明書
- ⑤ 寄附財源等を明らかにするために市が提出を指示した書類
 - ・ 預貯金通帳の写し
 - ・ その他寄附財源等を明らかにするために市が提出を指示した書類

4 社会福祉法人設立認可申請

(1) 所轄庁として

社会福祉法人は、定款について所轄庁の認可を受け〔法第31条〕、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する〔法第34条〕こととなります。

したがって、所管担当課は、法人認可の申請があったときは、所轄庁として、①当該申請に係る社会福祉法人の資産が法第25条の要件に該当しているか否か、また、②定款の内容及び設立の手続が法令の規定に違反していないか否かなどを十分に検証した後、審査機関である「社会福祉法人設立認可等審査会」の議題に付することとなります。なお、この際、施設整備の必要性とは別に、独立した審査がなされることとなります。

(2) 施設整備等の補助金を受ける場合

補助金を受けて社会福祉施設・事業所を整備する場合における社会福祉法人の設立は、当該補助金の交

付が確実にした後でなければ認められません。また、当該施設・事業の許認可又は届出等は当該法人が成立した後でなければ行うことができませんので、事前に事業を許認可等する担当課や施設整備担当課と十分に協議を行う必要があります。〔審査基準第4-3-(1)〕

5 社会福祉法人設立認可申請書類の提出先

岐阜市長が所轄庁となる社会福祉法人を設立する場合の認可申請書類の提出先は、法人の施設・事業を所管する担当課になります。また、提出部数は、正・副本の2部が必要であり、市長決裁後において、正本を「社会福祉法人設立認可書」として交付します。

6 設立認可申請書類作成に当たっての留意事項等

(1) 社会福祉法人設立認可申請書類一覧表のうち適宜必要な書類をひも綴じにして、提出します。なお、提出書類は【様式1】及び【別紙1】を参照してください。

(2) 提出書類内で、履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書等が重複する場合には、先に添付する一部のみでよいものとするものの、後の添付箇所には省略した旨記載します。

(3) 財産目録は、日付を設立予定日として、土地、建設資金、運転資金等が贈与された後の形態で記載します。

※財産目録に計上しないもの

- ・ 資産の部：借地、補助金
- ・ 負債の部：独立行政法人福祉医療機構借入金（協調融資含む）

(4) 土地、建物等の表示は、登記簿上の表示と一致させてください。

(5) 不動産の評価書は、不動産鑑定士の評価書、金融機関の発行する評価証明書又は市の固定資産評価証明書等を添付してください。

(6) 預金残高証明書の日付は、すべて同一日のものにして金融機関から取り寄せてください。

(7) 印鑑登録証明書、身分証明書、不動産登記事項証明書等は、認可申請前3月以内のものにしてください。

(8) 事業計画書、資金収支予算書及び施設・事業所建設計画書の内容については、施設や事業所の最低基準等に適合していなければならないので、事前に施設・事業所の許認可等の担当課及び施設等整備担当課と協議を済ませてください。

(9) 設立者及び役員就任予定者の履歴書には、各履歴の在籍時期及び期間を記載するとともに、現在の職業、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者など、役員就任に当たっての資格等が確認しやすいよう具体的に記載してくだ

さい。

(10) 申請書類の原案ができた時点で、速やかに所管担当課と協議を行ってください。また、その際に必要書類の確認や補正等に相当程度の日数を要することになりますので、その旨ご了承ください。

(11) 申請書類の一覧表に記載されている書類以外の書類の添付をお願いすることも多々ありますので、その旨ご了承ください。

(12) 発起人は、法人設立認可までの間に申請書の内容を変更した場合は、その都度変更届を提出し、変更内容を明らかにしてください。

なお、寄附者の変更や寄附金額の変更などによって、法人設立に重大な影響を及ぼす変更が生じた際は、事前に所管担当課に協議した上で、一旦、先に提出した申請書を取り下げ、改めて申請書を提出していただく場合があります。

(13) 準備会の設置時において、市に提出した履歴書や身分証明書等の書類は法人設立認可申請書では使用できないため、改めて申請書提出日に直近の書類を添付してください。

また、残高証明書等についても準備会の届け出で提出した書類は使用できないため、最新の証明書類を添付してください。

IV 社会福祉法人設立後の手続等

1 法人設立登記

所轄庁から社会福祉法人の設立認可を受けた後、法務局にて2週間以内に法人設立登記を行います。(組合等登記令(昭和39年政令29号)第2条)

※法人設立認可だけでは法人設立は完了しませんので、ご注意ください。法人設立登記を行って初めて法人格が発生します。(法第34条) なお、社会福祉法人としての設立日は設立登記を行った日になります。

2 役員等の選任と理事長の登記

(1) 設立時の理事及び監事により、第1回理事会を開催します。

- ① 評議員選任・解任委員会運営規程の制定、同委員会委員の選任
- ② 評議員選任・解任委員会の開催決定及び同委員会の推薦する評議員候補者の選任
- ③ 評議員会の開催日時・場所、議題及び議案の決定
- ④ 評議員会で選任する理事・監事候補者の決定(監事候補者の決定については、監事過半数の同意を確認し、同意を得た旨を議事録に明記が必要です。)
- ⑤ 役員等の報酬額(案)及び役員等に対する報酬支給基準(案)の決定

(2) (1) ①で選任された委員により第1回選任・解任委員会を開催します。

- ① 理事会が推薦した候補者から評議員を選任します。

(3) (2) ①で選任された評議員により第1回評議員会を開催します

- ① 理事及び監事の選任
- ② 役員等の報酬額及び役員等に対する報酬支給基準の決定

(4) (3) ①で選任された理事及び監事により第2回理事会を開催します。

- ① 理事長の選任
(②業務執行理事の選任) 定款で置くことを規定している場合
- ③ その他重要事項(重要な契約、定款細則や経理規程等の各種規程)の決議

役員及び評議員の選任及び任期について

法人設立時の役員及び評議員は、あくまで設立者が決定した者であり、定款に基づく役員等の選任手続きを経っていません。したがって、法人設立後に正規の手続により、選任する必要があります。

役員等の任期の起算点は、選任決議をした時となります。(法人設立認可があった日ではありませんので、ご注意ください。)

(5) 所管担当課へ書類を提出する。

必要書類は下記の通知を参考にしてください。

役員等選任時における必要書類及び役員等変更時の報告について
(令和8年2月25日岐阜市福監第968号依頼)

(6) 理事長の登記を行う。

理事長選任後2週間以内(組合登記令第3条)

3 寄附財産の移転 [規則第2条第4項] [組合等登記令第2条第1項]

法人の基本財産等として、土地や建物等の寄附を受けることになっている場合は、法人設立登記と同時並行で寄附財産の移転手続きをしてください。さらに移転終了後、1月以内にこれを証明する書類を添えて、財産(資金)移転完了届【様式2】を市に提出します。

なお、原則として、以上の完了届の提出前には施設・事業所整備が伴う法人においては、工事の入札公告はできないものとします。

4 定款変更届

寄附財産の移転により、基本財産への変更が加えられることとなりますので、評議員会の決議後、定款変更の届出を行ってください。土地については、所有権の移転が完了した時。建物については、竣工後、所有権保存登記が完了した時が定款変更届提出のタイミングです。

V 社会福祉法人運営に関する報告等

以下、主な内容のみ記載します。そのほか法人運営等で不明な点は随時指導監査課にお問い合わせください。

1 定款変更の認可及び届出〔法第45条の36、規則第3条・第4条〕【様式3・4】

法人は、定款変更を行う場合、所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じないことから、必要書類を添え、市（所管担当課）に対し、定款変更認可申請を行う必要があります。

ただし、①事務所の所在地、②資産に関する事項（基本財産の増加に限る。）、③公告の方法については、法人の評議員会で定款変更を議決した時点で効力が生じるため、区別が必要です。なお、変更後、遅滞なく市（所管担当課）に対し、定款変更届を提出してください。

また、定款変更に関する詳細な手続は、「社会福祉法人の定款変更認可等手続マニュアル（福祉部指導監査課 編）」を参照してください。

2 法人の役員等改選後の届出

法人は、役員等の変更を伴う改選を行った場合、必要な添付書類を添え、就任後1月以内に所管担当課へ提出します。

（役員等選任時における必要書類及び役員等変更時の報告について
（令和8年2月25日岐阜市福監第968号依頼）

3 監事監査の実施〔法第45条の18第1項及び法第45条の28〕〔規則第2条の19〕〔定款例第18条第1項〕

法人の監事は、理事の職務執行の監査や、計算書類、事業報告並びに附属明細書の監査を行い、監査報告書を作成します。

4 計算書類及び財産目録等の届出〔法第59条、規則第9条、審査基準第5－（4）〕

法人は市に対し、毎会計年度終了後3月以内（6月末まで）に、計算書類等及び財産目録等を届け出ます。

- ・ 計算書類等 … 計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告
- ・ 財産目録等 … 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類、
事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

〔法第45条の32第1項及び法第45条の34第2項〕

なお、計算書類、財産目録、附属明細書、現況報告書（事業の概要等のうち規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項）については、厚生労働省の定める様式を用いて届出ることとなっており、その届出も情報処理システムに記録する方法（財務諸表等電子開示システム）により行うことが望ましいとされています。

5 社会福祉法人が届出を行う書類等の公表〔法第59条の2第1項〕〔規則第10条〕〔審査基準第5－(5)〕

法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書を、インターネットの利用により、公表することが必要です。

6 義務が履行されない場合の措置等

法人認可後に義務を履行しない、虚偽の報告を行う、または正当な理由がないのに市の指示に従わない等の場合は、法令の規定に従い必要な措置を行います。法人運営には十分注意して取り組みを図ってください。

○この基準・手引は、平成27年4月1日から施行します。

○この基準・手引は、平成28年3月1日から改正及び施行します

○この基準・手引は、平成30年4月1日から改正及び施行します

○この基準・手引は、令和2年11月1日から改正及び施行します

○この基準・手引は、令和3年3月31日から改正及び施行します

○この基準・手引は、令和8年2月25日から改正及び施行します

社会福祉法人設立認可申請書類一覧表

【注意事項】添付欄には、該当箇所には○を付けてください。また、添付書類はこの順序で整理し、添付番号ごとにインデックス等で確認しやすいように編纂してください。

なお、これ以外にも必要に応じて添付書類を追加する場合があります。

添 付 書 類 一 覧 表		添付
1	社会福祉法人設立認可申請書	
2	定款	
3	設立準備会議事録（写）	
4	添付書類目録	
5	設立当初の財産目録	
6	財産が法人に帰属することを証する書類	
①	土地、建物等の贈与契約書（写）	
②	贈与者の身分証明書等及び印鑑登録証明書	
③	贈与者が法人の場合	
ア	法人の規則、定款等	
イ	法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）	
ウ	法人で贈与を議決した議事録（写）及び直近の決算書（写）	
④	土地、建物の不動産登記事項証明書（全部事項証明書）	
⑤	不動産の価格評価書	
⑥	土地、建物の所有権移転登記確約書（写）	
⑦	法務局備え付けの公図（写）	
⑧	農地転用許可書・届出受理書（写）	
⑨	基本金、法人事務費及び建設自己資金等贈与者の預金残高証明書	
7	購入する場合	
①	土地、建物の見積書（写）又は売買確約書（写）	
②	土地、建物の売主の印鑑登録証明書	
③	贈与者が法人の場合	
ア	法人の規則、定款等	
イ	法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）	
ウ	法人で売却を議決した議事録（写）	
④	土地、建物の不動産登記事項証明書（全部事項証明書）	
⑤	不動産の価格評価書	
⑥	土地、建物の所有権移転登記確約書（写）	
⑦	法務局備え付けの公図（写）	
⑧	農地転用許可書・届出受理書（写）	
⑨	購入費用贈与者の預金残高証明書	
8	借地の場合	

添付書類一覧表		添付
	① 公有財産使用許可書（写）又は無償貸与確約書（写）	
	② 地上権設定契約書（写）又は確約書（写）	
	③ 土地賃貸借契約書（写）	
	④ 賃借権登記契約書（写）又は確約書（写）	
	⑤ 土地所有者の身分証明書及び印鑑登録証明書	
	⑥ 不動産登記事項証明書（全部事項証明書）	
	⑦ 法務局備え付けの公図（写）	
	⑧ 農地転用許可書・届出受理書（写）	
9 建物賃借関係書類		
	① 賃貸借登記契約書（写）又は確約書（写）	
	② 不動産登記事項証明書（全部事項証明書）	
	③ 建物の図面	
	④ 貸主の印鑑登録証明書	
10 事業計画・予算関係書類		
	① 事業初年度、翌年度及び翌々年度の事業計画書	
	② 施設建設年度資金収支予算書（本部会計、施設会計）	
	③ 事業初年度、翌年度及び翌々年度資金収支予算書	
11 設立者・理事・監事・評議員予定者関係書類		
	① 設立者・役員等就任予定者一覧表	
	② 設立者（全員）の履歴書（写）	
	③ 設立代表者の権限を証する書類等（委任状）（写）	
	④ 役員等就任承諾書（写）	
	⑤ 役員等就任予定者の履歴書（写）	
	⑥ 役員等就任予定者の欠格事由に該当しないことを確認した書類（写）	
12 施設建設関係書類		
	① 施設建設計画書	
	② 建物図面（付近見取図、配置図及び平面図）	
	③ 施設建設費見積書（写）	
	④ 設計監理費見積書（写）	
	⑤ 設備整備（初度調弁）計画書	
	⑥ 設備整備費見積書（写）	
	⑦ 国県補助金交付内示書（写）	
	⑧ 市補助金確約書（写）又は予定通知書（写）	
	⑨ 民間助成金等交付決定通知書（写）	
	⑩ 補助金及び民間助成金等交付要綱	
	⑪ 借入金がある場合	
ア 融資内示書（写）又は融資の審査結果通知書（写）		
イ 【福祉医療機構の場合】融資申請書の受付書（写）		

添付書類一覧表		添付
	ウ 借入金償還計画書	
	⑫ 償還財源贈与の場合	
	ア 贈与者の身分証明書等及び印鑑登録証明書	
	イ 贈与者の保証人の身分証明書等及び印鑑登録証明書	
	ウ 贈与者の所得証明書	
	エ 贈与者の保証人の所得証明書	
	オ 【贈与者が地方公共団体の場合】 贈与確約書（写）又は贈与内示通知書（写）	
	キ 【贈与者が法人の場合】 ・法人の規則、定款等 ・法人登記事項証明書（現在事項全部証明書） ・法人で贈与を議決した議事録（写） ・直近の決算書（写）	
	ク 【贈与者が後援会等の場合】 ・後援会等規約 ・会員名簿 ・後援会で贈与を議決した議事録（写） ・後援会等の過去3年間の決算書（写）及び寄附実績等	
	ケ 贈与者承継人の印鑑登録証明書及び所得証明書	
13	施設長関係書類	
	① 施設長就任承諾書	
	② 施設長就任予定者の履歴書	
	③ 施設長の資格を証する書類（写）又は資格取得念書	
14	基本財産編入誓約書	
15	【委託事業が見込まれる場合】委託契約確約書（写）	
16	地方公共団体等からの委託又は補助金、助成金実績	
17	近隣住民の説明の記録等	
18	職員名簿又は職員採用確約書	
19	定款細則及び費用弁償規程（案）等理事会、評議員会に関する規程	
20	経理規程（案）等財務関係に関する規程	
21	就業規則及び給与規程（案）等職員の労務管理に関する規程	
22	運営規程及び利用契約書（案）等施設・事業所の利用に関する規程	

(※) 身分証明書等：市町村が発行する身分証明書、法務局が発行する登記されていないことの証明書など

(あて先) 岐阜市長

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書		
設立者又は設立代表者	住 所	
	氏 名	
申 請 年 月 日		
社会福祉法人設立の趣意		
主たる事務所の所在地		
ふりがな 法 人 の 名 称		
事業の種類	社会福祉事業	第1種
		第2種
	公益事業	
	収益事業	

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥		内 訳							
			社会福祉事業用財産		③ 公益事業用 財産	④ 収益事業用 財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債		
	①基本財産	②その他 財産	円	円					円	円
役員等 となる べき者	理事 監事 評議員 の別 ※	氏 名	親族 等の 特殊 関係 者の 有無	役員の資格等(該当に○)					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 識見	財務 管理 識見	有無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

- 備考 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

社会福祉法人財産移転完了報告書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

法人所在地
法人名
代表者
電話 () -

年 月 日付岐阜市指令 第 号で設立認可された社会福祉法人 への設立当初の寄附財産は、添付書類のとおり移転完了しましたので、社会福祉法施行規則第2条第4項の規定に基づき報告します。

(添付書類)

- 1 法人登記事項証明書
- 2 財産目録
- 3 不動産登記事項証明書
- 4 残高証明書
- 5 受領書の写し
- 6 その他財産の移転を受けたことを証明する書類

- 備考
- 1 財産目録は、設立認可申請の添付書類と同じものとする。
 - 2 不動産の寄附があった場合又は不動産の借り受けを予定した場合には、不動産登記事項証明書を添付すること。
 - 3 現金の贈与があり、それを銀行等に預けた場合には、残高証明書を添付すること。
 - 4 現金等動産の贈与契約があった場合には、その贈与者に発行した受領書の写しを添付すること。

(あて先) 岐阜市長

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

- 備考 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
なお、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えない。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

(あて先) 岐阜市長

(表 面)

社会福祉法人定款変更届出書			
届 出 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理事長の氏名		
届出年月日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

- 備考 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。
なお、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えない。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項に規定する書類を添付すること。